

事務事業及び予算の執行状況 令和5年度分

静岡県女性相談センター

所在地 静岡市駿河区有明町2番20号

電話 054（286）9206
FAX 054（286）9185

目 次

事務事業の概要 (様式第1号-3)

1 概況	1
管内図	3
組織図	4
2 総務班の業務	5
3 女性相談センターの業務	
(1)相談・援助	6
(2)女性相談員	7
(3)一時保護	9
(4)婦人保護施設への入所	11
(5)研修業務、関係機関との連携	12
(6)配偶者からの暴力被害者への対応	14
事業の根拠法令調 (様式第1号-4)	16
職員調 (様式第2号)	別冊
職員の年齢調 (様式第2号-2)	別冊
健康管理 (様式第2号-3)	別冊
職員配置調 (様式第3号)	17
歳入予算執行状況調 (様式第5号)	18
保管現金有高調 (様式第7号-2)	22
預金調 (様式第7号-3)	23
郵券等受払調 (様式第7号-4)	24
歳出予算執行状況調 (様式第10号)	26
委託料等歳出予算執行状況節別集計表 (様式第10号-3)	30
委託料に関する調 (様式第11号)	32
負担金支出調 (様式第13号)	35
公有財産調 (様式第22号)	36
借地借家等調 (様式第26号)	37
備品・図書調 (様式第29号)	38
主要備品調 (様式第29号-2)	40
公務中の事故等に関する調 (様式第33号)	42
前回の監査結果等改善状況調 (様式第35号)	43

事務事業の概要

1 概況

(1) 沿革

昭和 31 年 5 月 24 日 売春防止法公布
昭和 32 年 4 月 1 日 売春防止法施行
静岡県婦人相談所開設（沼津県税事務所の一部を借受け相談業務開始）
昭和 33 年 5 月 12 日 婦人相談所を新築移転（沼津市大岡字笛原）
一時保護所を併設（定員 20 名）
昭和 46 年 4 月 1 日 機構改革により婦人相談所を中部福祉事務所（婦人相談課）に統合移転
一時保護所を に移転、定員を 10
名に変更
昭和 51 年 4 月 1 日 機構改革により中部福祉事務所が中部民生事務所に名称変更
昭和 54 年 4 月 1 日 機構改革により婦人相談課を福祉課に統合
昭和 57 年 7 月 27 日 中部民生事務所を新築移転（静岡市有明町 静岡県静岡総合
庁舎別館）
昭和 59 年 4 月 1 日 機構改革により福祉課を地域福祉課に名称変更
平成 10 年 4 月 1 日 機構改革（保健所と民生事務所の再編）により婦人相談所が
こころと体の相談センター（相談スタッフ）の所管に変更
平成 12 年 4 月 1 日 機構改革により婦人相談所が女性相談センターに名称変更
平成 13 年 4 月 13 日 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律公布
平成 13 年 10 月 13 日 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行
平成 14 年 4 月 1 日 配偶者暴力相談支援センターの指定、機能開始
平成 16 年 6 月 2 日 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の
一部改正法公布
平成 16 年 12 月 2 日 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正
平成 17 年 4 月 1 日 機構改革によりこころと体の相談センターをこども家庭相談
センターに名称変更
平成 18 年 7 月 1 日 一時保護所を移転改築、定員を 30 名に変更

平成 19 年 7 月 11 日 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正法公布

平成 20 年 1 月 11 日 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正法施行

平成 25 年 4 月 1 日 組織改編によりこども家庭相談センターを廃止し、女性相談センターを設置

平成 25 年 7 月 3 日 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正法公布、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に名称変更

平成 26 年 1 月 3 日 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正法施行

(2) 所管区域 <令和 5 年 4 月 1 日現在>

女性相談センターは県内全域が所管区域である。

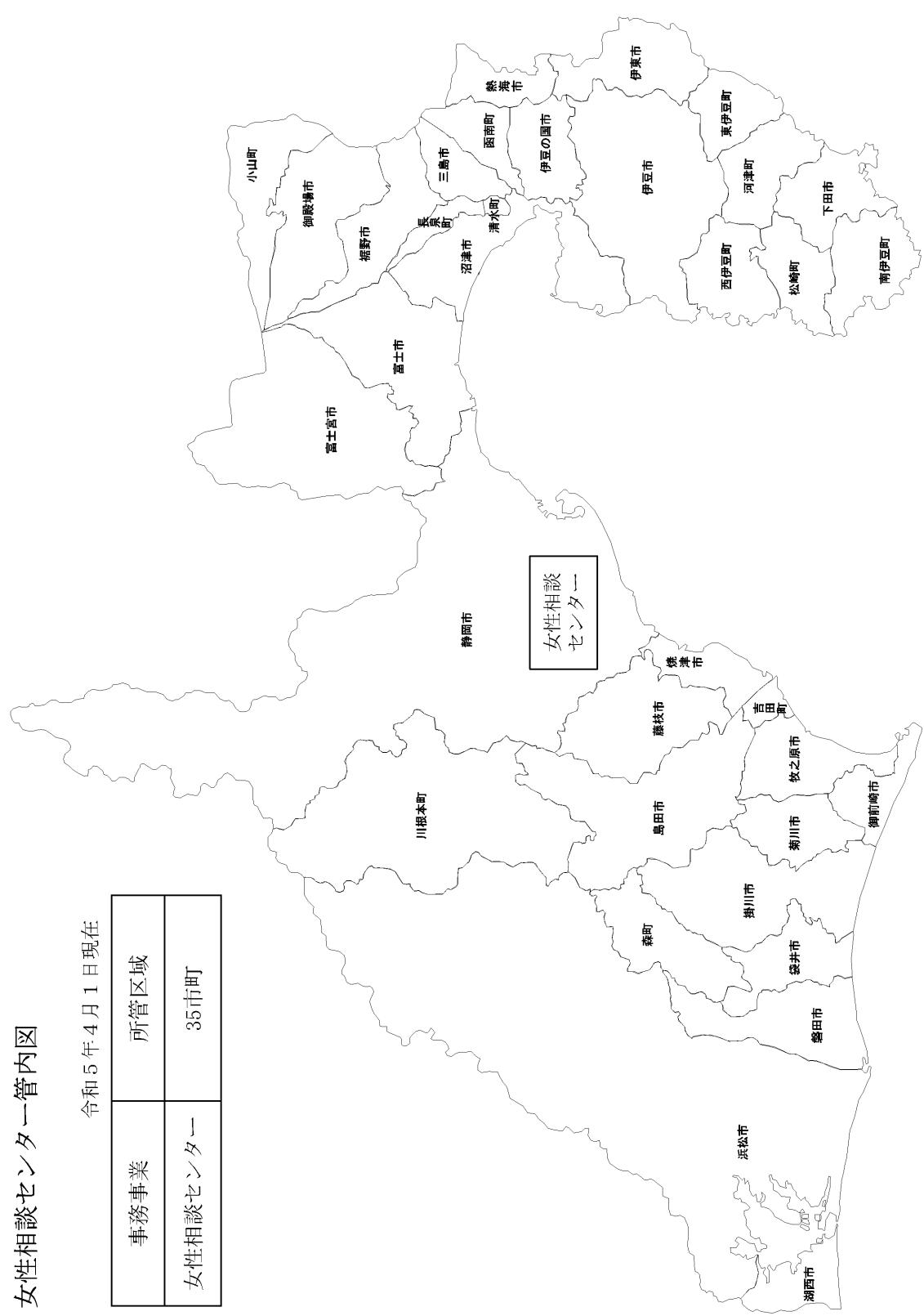
(3) 組織及び所掌事務

所長、次長のもとに総務班、女性相談班が置かれ、女性に関する総合的な相談と配偶者暴力被害者に関する相談・指導等の業務を所掌している。(設置根拠：壳春防止法第 34 条)

女性相談センター一管内図

令和5年4月1日現在

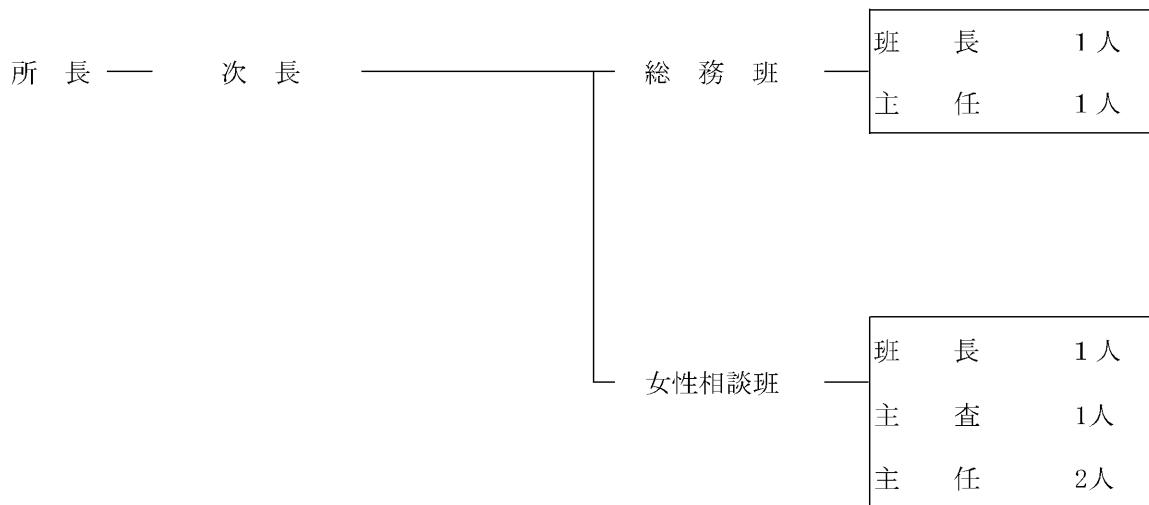
事務事業	所管区域
女性相談センター	35市町



静岡県女性相談センター

組 織 図

(令和5年4月1日現在)



(その他の会計年度任用職員等)

職名	人数
会計年度任用職員	13人

職員数 8名

※ 次長及び総務班の2名は、女性相談センターを本務とし精神保健福祉センターを兼務している。

2 総務班の業務

(1) 管理業務

ア 職員の資質向上

福祉行政の多様化と業務内容の複雑化に対応するため、国、県等の実施する研修会、講習会等に職員を積極的に参加させるとともに、職場研修等の実施によって実務処理能力の向上に努めた。また、職務上必要な知識習得についても積極的に機会を与え、専門的知識の向上を図った。

イ 職員の健康管理

県の実施する各種健康診断の受診率向上に努め、疾病の早期発見、早期治療について指導するとともに、職員の自主的な健康管理意識の高揚を図った。また、毎週水曜日と第3金曜日（ワークライフバランス推進デー）をノーカジ業デーとして定時退庁を奨励し、職員の心身の健康づくりに努めた。

ウ 交通安全対策

所内会議等を通じ、安全運転の徹底・飲酒運転撲滅等について注意喚起した。

また、公用車の運転に際しては、乗車前のアルコールチェックや運行前後の点検を励行させ、安全運転の確保と事故防止に努めた。

エ 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策に必要な衛生資器材（マスク、フェイスシールド、消毒液、デジタル体温計等）を調達し、リモート会議・研修用にウェブカメラ、スピーカーを調達し、リモート会議時に機器設置及び運用調整を行った。

オ 予算経理

予算執行に当たっては、効率的な執行による経費節減に努めるほか、事例資料を基にした所内研修等の実施により、会計事務の適正化を図っている。

(2) 災害関係事務

ア 体制づくり

災害時における職員の動員、業務分担及び連絡系統を明確にした「災害対策マニュアル」を作成した。防災訓練等を通じて災害発生後の対応が迅速、的確に行われるよう、関係機関と協議の上、具体的な報告内容を決め報告用システムの操作方法も追記してスムーズな連絡体制作を行った。

3 女性相談センターの業務

(1) 相談・援助

女性相談センターは、「婦人相談所」として婦人保護事業を行っている。婦人保護事業とは、「売春防止法」に基づき、性向又は環境からみて売春を行うおそれのある要保護女子について、その転落の未然防止と保護更生を図ること、及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき配偶者等からの暴力の被害者である女性の保護を図ることを目的として、要保護女子及び暴力被害女性の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導、援助、一時保護及び収容保護を行うものである。

近年の傾向としては、夫等の暴力(DV)の相談が増加している。

平成14年度からは、女性相談センターは「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」により、「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を果たしている。

また、平成26年に改定された「人身取引対策行動計画」により、人身取引被害者の一時保護も行っている。

さらに、平成28年に法律改正された「ストーカー行為等の規制等に関する法律」第9条において、国及び地方公共団体は婦人相談所その他適切な施設による被害者支援に努めなければならないとされている。

なお、近年の多様化、複雑化する支援ニーズに対応するため、売春防止法から婦人保護事業を抜き出し、包括的な支援を実施するために、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和4年5月に成立した。(施行は令和6年4月1日)

(2) 女性相談員

売春防止法第35条の規定により、県は女性相談員(法令上は婦人相談員)を置くこととされており、女性相談センター、賀茂、東部、中部、西部の各健康福祉センターに1人ずつの計5人配置している。

また、任意設置である市では、17市(静岡、浜松、沼津、熱海、伊東、三島、伊豆、伊豆の国、御殿場、富士宮、富士、島田、焼津、藤枝、牧之原、御前崎、磐田)が福祉事務所に女性相談員(25人)を配置している。

なお、女性相談センターには2人の電話相談員を配置して電話相談「DV相談ダイヤル」(年末年始・祝祭日を除く毎日9時から20時まで)を実施し、相談を受けている。

女性相談員等相談件数の推移

(単位：件)

区分	受付件数	内訳		相談延件数	内訳	
		面接相談	電話相談等		面接相談	電話相談等
2年度	1,298	165	1,133	3,219	1,193	2,026
3年度	1,186	130	1,056	3,057	1,340	1,717
4年度 (1月末)	1,008	86	922	2,361	801	1,560

※女性相談センター(「DV相談ダイヤル」を含む。)及び賀茂、東部、中部、西部の各健康福祉センターで受け付けたものの合計

主訴別受付状況及び処理状況の経緯

(単位:件)

主訴別受付状況				処理状況				
年 度		2年度	3年度	4年度 (1月末)	年 度	2年度	3年度	4年度 (1月末)
人間関係	夫等	夫等の暴力	429	343	299	婦人保護施設入所	5	6
		酒乱・薬物中毒	4	1	0	就職・自営	0	0
		離婚問題	37	40	31	結婚	0	0
		その他(夫等)	21	14	24	家庭へ送還	16	3
	子ども	子どもの暴力	9	10	12	福祉へ移送	0	0
		養育不能	0	1	0	女相へ移送	5	2
		その他(子ども)	25	30	38	他府県の女相談へ		
	親族	親の暴力	24	48	35	移送	0	0
		その他の親族の暴力	5	19	12	他の機関施設へ移送	3	5
		その他(親族)	30	28	33	助言・指導のみ	1, 178	1, 109
	交際相手	交際相手の暴力	33	39	35	その他	92	58
		同性の交際相手の暴力	6	1	0			
		その他	9	12	6	計	1, 299	1, 183
その他	その他の者の暴力	9	13	14				
	男女問題	9	5	3	指導延べ件数	3, 219	3, 057	2, 361
	家庭不和	95	65	46	一時保護件数	57	48	33
	その他	154	133	98				
経済関係	生活困窮	5	5	1				
	借金・サラ金	0	0	2				
	求職	1	1	3				
	その他	21	22	13				
医療関係	病気	65	43	37				
	精神的問題	251	277	233				
	妊娠・出産	7	2	3				
	その他	4	6	5				
その他	住居問題	6	5	5				
	帰住先なし	31	20	18				
	不純異性交遊	0	0	0				
	売春強要	2	0	1				
	ヒモ・暴力団関係	0	0	0				
	5条違反	0	0	0				
	人身売買	0	0	0				
	ストーカー	6	3	1				
		計	1, 298	1, 186	1, 008			

(3) 一時保護

緊急を要する場合、又は自立のために一時的に保護が必要な場合に、本人の意思に基づき、本人及び同伴する家族について、夜間・休日を問わず一時保護を行っている。

一時保護期間は2週間を目安としているが、入所者の状況により弾力的に対応している。

一時保護所には心理ケア員、保育士、看護師、学習指導員を各1人、生活指導員を2人、宿日直員を4人(交代勤務のため1日1人)配置し、女性相談センターのケースワーカーとともに、一時保護女性の心理ケア、同伴児童の保育及び学習、自立に向けた援助等を行っている。

一時保護状況 (単位：人)

区分	保護対象者	同伴児	内訳			DVの構成比
			乳児	幼児	児童	
2年度	57(44)	65(65)	3(3)	32(32)	30(30)	77.2%
3年度	48(29)	49(41)	3(2)	23(16)	23(23)	60.4%
4年度 (1月末)	33(23)	34(28)	1(1)	11(8)	22(19)	69.7%

※ () 内はDV被害者再掲

また、一時保護の受入体制を強化するため、平成18年7月に一時保護所を改築し、定員増(10→30人)としたほか、様々なケースに対応するため一時保護委託先を確保している。

現在、一時保護委託先として県内11箇所の施設と委託契約を結んでおり、内訳は、母子生活支援施設3、障害者支援施設2、児童養護施設1、救護施設1、婦人保護施設1、民間シェルター3である。

なお、民間シェルターとは、女性が同伴する家族とともに緊急一時的に避難できる民間団体によって運営されている施設であり、女性相談センターと連携して様々な援助を行っている。

一時保護委託状況 (単位：人)

区分	保 護 対象者	同伴児	内訳					DVの構成比
			乳児	幼児	小学生	中学生	義務教育 終了児	
2年度	11	15	0	7	4	2	2	72.7%
3年度	8	15	1	3	4	6	1	75.0%
4年度 (1月末)	4	5	0	2	2	1	0	25.0%

一時保護主訴別受付状況（入所理由）及び処理状況（退所理由）の経緯

(単位：件)

主訴（入所理由）				処理状況（退所理由）			
年度区分	2年度	3年度	4年度 (1月末)	年度区分	2年度	3年度	4年度 (1月末)
夫等の暴力 *1	44	29	20	婦人保護施設	5	6	3
子どもの暴力	0	0	2	賃貸物件	20(2)	23(2)	15(5)
親の暴力	1	5	4	住み込み就労	0	0	0
その他の親族の暴力	0	4	0	自宅（加害者不在）	5	1	2
その他の者の暴力	1	3	2	自宅（加害者在）	5	1	3
交際相手の暴力 *2	1	3	1	親族宅	8	2	0
ストーカー行為	1	0	0	母子生活支援施設	11(2)	4(1)	7
同性の交際相手からの暴力*2	0	0	0	他の社会福祉施設	0	5	2
家庭不和	1	0	0	その他	4	4	5(1)
男女問題	1	0	0	保護継続	3	5	2
精神的問題	0	0	0				
帰住先なし	6	4	4				
5条違反	0	0	0				
売春強要	1	0	0				
ヒモ・暴力団関係	0	0	0				
人身取引	0	0	0				
その他	0	0	0				
計	57	48	33	計	61(4)	51(3)	39(6)

*1 内縁関係、同居する交際相手を含む

*()内は昨年度から保護を継続した

*2 同居する交際相手は含まない

ケースを内数で示している

【評価・改善等】

一時保護所に入所したケースについては、毎週定例のケース検討会議を開催し、自立に向けた支援の方針を確認するとともに、職員間のケースワークに関する知識の共有と質の向上を図っている。

外国人の一時保護所利用者については、「ひらがな」「英語」「ポルトガル語」「スペイン語」「タガログ語」の一時保護所のしおり(きまり)を作成し、利便性の向上を図っている。

一時保護委託先へは、毎年度訪問調査を行い、施設や設備等の状況を確認し、適切な委託先及び委託環境の維持に努めている。

また、一時保護委託先の有効利用を図るため委託機関を集めて一時保護委託に係る意見交換会を開催し、意見を集約し、施策への反映に努めている。(新型コロナウイルス感染症対策のため令和2年度は中止、令和3年度は書面開催)。

(4) 婦人保護施設への入所

一時保護を実施した女性のうち、中長期的な更生指導が必要な者については、売春防止法第36条の規定により

～入所決定し、生活及び自立のための訓練・指導を行い社会復帰への援助を行っている。

なお、長期保護が必要な者については、婦人保護長期入所施設「かにた婦人の村」（社会福祉法人「ベテスダ奉仕女母の家」千葉県館山市）へ入所決定していたが、死亡（H30.6.25）により退所した。

婦人保護施設への入所状況 (単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (1月末日)
かにた婦人の村	7(2)	7(1)	4(1)
～	—	—	—

※()は前年度からの継続ケースを内数で示している。

【評価・改善等】

婦人保護施設に入所したケースについては、内職や外勤の就労支援、健康管理、家事能力の育成、金銭管理や債務整理等の生活指導を行うとともに、福祉事務所等関係機関との連携や毎月定例の検討会議を開催し、自立に向けた支援の方向を確認している。

なお、婦人保護長期入所施設へは平成30年度までは毎年訪問し、入所者の状況を実地に確認していた。

(5) 研修業務、関係機関との連携

事業の円滑な実施のため、女性相談員及び女性相談担当職員等を対象に研修を主催している。

また、相談者の適切な支援には、様々な機関の密接な連携が必要なため、関係機関連絡会議等に参加して、他機関との連携が円滑に進むよう努めている。

○ 女性相談センター主催の研修 (令和4年度)

名称	開催日	会場	参加人数	主な内容
第1回 女性相談担当職員等研修会	4月8日	静岡総合庁舎 (Web研修)	68名	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人保護事業について ・一時保護手順、相談機関の役割 ・DV防止法の概要、保護命令 ・証明書交付事務について ・統計処理について
女性保護・DV相談担当職員研修会	7月4日 7月8日	静岡総合庁舎 (Web研修)	54名 26名	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談センターの業務 ・DVの基礎知識と対応上の留意点 ・一時保護について ・警察におけるDV相談等の対応 ・「あざれあ」におけるDV対応状況 ・県性暴力被害者支援センターSORAの運営について ・婦人保護施設「清流荘」について ・県DV防止基本計画について
第2回 女性相談担当職員等研修会	11月18日	静岡総合庁舎 (ハイブリッド研修)	68名	<ul style="list-style-type: none"> ・講義及び質疑応答 「外国人の在留資格とDV事案への対応について」 講師：名古屋出入国在留管理局審査管理部門在留支援担当職員 「当センターの支援やわかるDV被害女性の心理的な特徴と課題について」 講師：女性相談センター職員
第3回 女性相談担当職員等研修会	3月2日	静岡総合庁舎 (Web研修)	58名	<ul style="list-style-type: none"> ・講義及び質疑応答 「居住支援法人の役割及び活動状況について」 講師：特定非営利活動法人 WAC 清水さわやかサービス 居住支援法人総括責任者 鈴木久義氏 「婦人保護施設の役割及び活用例について」 講師：婦人保護施設「清流荘」職員

○ 関係機関連絡会議への参加

(令和4年度)

名称	開催日 (通知日)	会場	主催
富士宮市DV防止連絡会	5月30日	富士宮市役所	富士宮市福祉総合相談課
静岡県電話相談機関連絡協議会	6月23日	静岡県男女共同参画センター「あざれあ」	静岡県電話相談機関連絡協議会
静岡県犯罪被害者支援連絡協議会	6月28日	静岡県庁	静岡県犯罪被害者支援連絡協議会
静岡県DV防止西部地域ネットワーク会議	11月14日	書面会議	静岡県西部健康福祉センター福祉課
静岡県配偶者暴力相談支援センター連絡会議	11月30日	書面会議	静岡県女性相談センター
静岡県DV防止中部地域ネットワーク会議	12月1日	藤枝総合庁舎	静岡県中部健康福祉センター福祉課
静岡県DV防止東部地域ネットワーク委員会	2月28日	書面開催	静岡県東部健康福祉センター福祉課
静岡県子どもと家庭を守るネットワークDV防止部会	3月10日	静岡県庁	静岡県こども家庭課
静岡県子どもと家庭を守るネットワーク要保護児童対策部会	3月17日	書面開催	静岡県こども家庭課

○ 講師派遣

(令和4年度)

名称	開催日	会場	参加人数	主な内容
生活安全任用科研修	12月1日	静岡県警察学校	28名	・静岡県女性相談センターにおける配偶者暴力相談への対応

【評価・改善等】

本年度も当所主催の研修会はZOOMを使ったWeb開催が中心となったが、11月18日に行った第2回女性相談担当職員等研修会では女性相談員のみ会場に来てもらう対面形式のハイブリッド研修を行った。

対面研修とWeb研修それぞれのメリットを生かし、研修の目的や内容に応じて開催方法についてもより有効な手法を取り入れ、女性相談員等の資質向上のために実りある研修を実施していく。

(6) 配偶者からの暴力被害者への対応

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」により、平成14年4月1日から女性相談センターが「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を果たしている。配偶者暴力相談支援センターの主な業務は、相談及び一時保護、保護命令制度の利用についての支援、自立して生活することへの支援、関係機関との連絡調整などの援助である。

○相談受付状況

(単位：件)

区分	夫等の暴力及び交際相手からの暴力の相談件数	
	うち夫等の暴力により一時保護した件数(構成比)	
2年度	419	44(10.5%)
3年度	359	32(8.9%)
4年度 (1月末)	335	23(6.9%)

○保護命令申し立て支援件数

(単位：件)

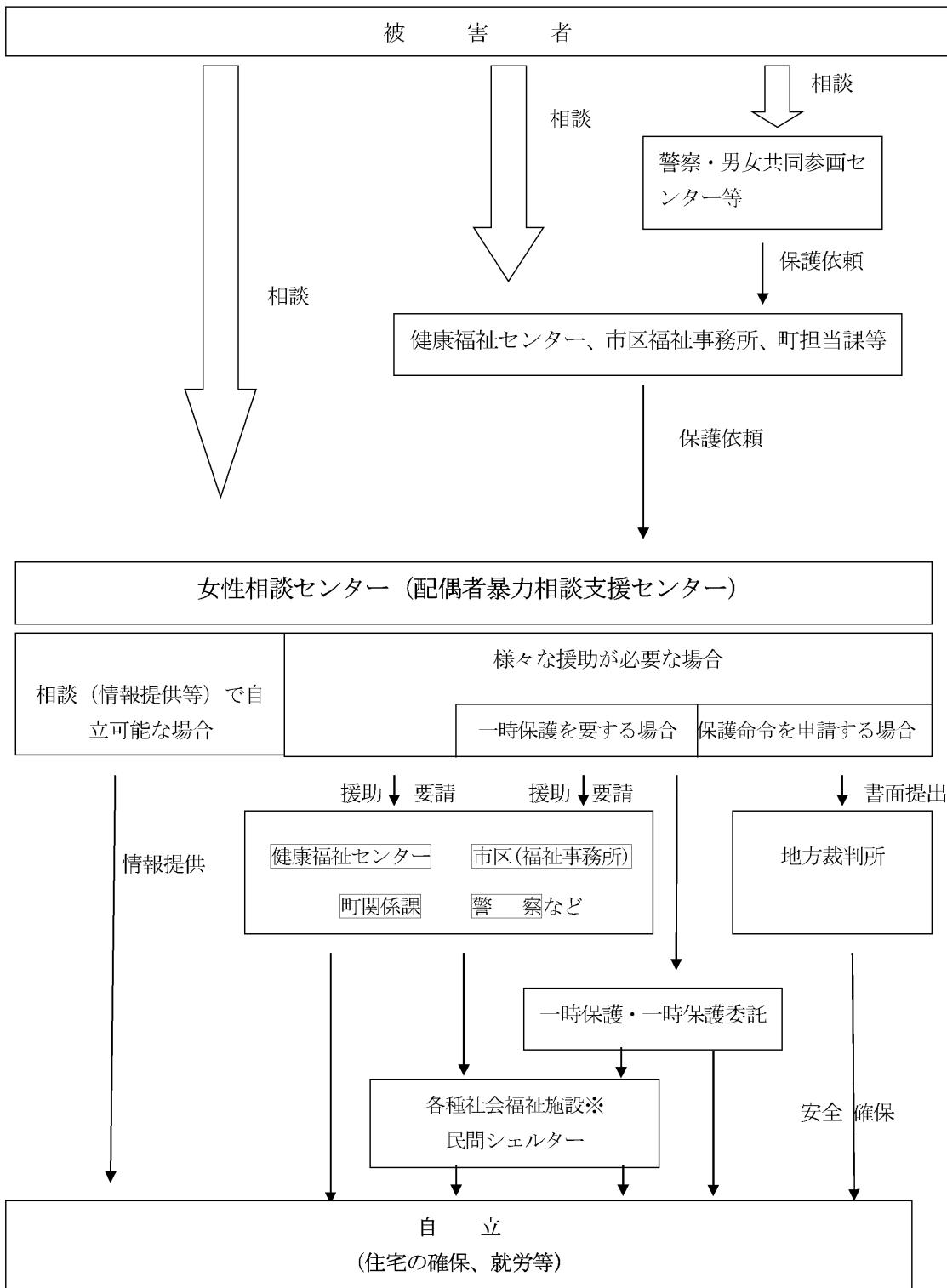
区分	書面提出件数	発令					却下	取下		
		接近禁止			退去	電話				
		本人	子	親族						
2年度	5	4	3	0	0	3	0	1		
3年度	2	2	1	1	0	1	0	0		
4年度 (1月末)	1	1	1	0	0	1	0	0		

【評価・改善等】

機関相互の情報交換を通じ、支援の実情や課題について把握し、その対応等について意見交換や協議を行い、今後のより良い支援に役立てるため、県内に設置されている4つの配偶者暴力相談支援センター(静岡市、浜松市、富士市、県)の連絡会議を主催している。

また、DV防止法に基づく地方裁判所への保護命令申立てについては、保護命令の発令によって、被害者の自立に際し安全で安心した生活を送るための有効な手段のひとつとして、今後も積極的な支援を継続していく。

<DV被害者相談対応の流れ>



様式1号－4

事業の根拠法令調

事業名	根拠法令等
(総務班) ・職員の健康管理	・静岡県職員安全衛生管理規程
(女性相談班) ・女性相談センター運営業務 ・婦人保護事業	・売春防止法（第34条、第35条、第36条） ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（第3条、第4条、第5条） ・ストーカー行為等の規制等に関する法律（第8条、第9条） ・人身取引対策行動計画

職員配置調

(令和5年4月1日現在)

区分	総務班	女性相談班	計
所在地	静岡市駿河区有明町2-20		
担当区域	35市町		
配 置	職員(事)	3	4 (0) 7
	職員(技)	1	(0) 1
	会計年度任用職員 (女性相談受付状況の取りまとめ)		(1) (1) 0
	会計年度任用職員 (DV相談ダイヤルの電話相談)		(2) (2) 0
	会計年度任用職員 (同伴乳幼児の保育)		(1) (1) 0
	会計年度任用職員 (同伴学齢児の学習指導)		(1) (1) 0
	会計年度任用職員 (保護女性等の健康管理)		(1) (1) 0
	会計年度任用職員 (保護女性の心理ケア)		(1) (1) 0
	会計年度任用職員 (保護女性の生活指導)		(2) (2) 0
	会計年度任用職員 (一時保護所の宿日直)		(4) (4) 0
計		(0) 4	(13) 4 (13) 8

※ () は、会計年度任用職員13人で外数

様式第5号

歳 入 予 算

一般会計

区 分	調 定 額 A	収 入 济 額	
		納 期 内 B	納 期 後 C
款 14諸収入	円 3,239,810	円 3,239,810	円 0
項 08雑人	3,239,810	3,239,810	0
目 02雑人	3,239,810	3,239,810	0
76保険料負担金	3,191,959	3,191,959	0
非常勤職員	3,191,959	3,191,959	0
79雑収	47,851	47,851	0
計	3,239,810	3,239,810	0

執 行 状 況 調

(令和 3年度)
(令和 4年 5月31日現在)

不 納 欠 損 額 D	收 入 未 济 額			収入歩合 $\frac{B+C}{A-D-F}$	納期内収入率 $\frac{B}{A-D-F}$
	納 期 限 経 過 E	納 期 限 未 到 来 F	計		
円 0	円 0	円 0	円 0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0

様式第5号

歳 入 予 算

一般会計

区 分	調 定 額 A	収 入 济 額	
		納 期 内 B	納 期 後 C
款 14諸収入	円 2,095,678	円 2,095,678	円 0
項 07雑入	円 2,095,678	円 2,095,678	円 0
目 02雑入	円 2,095,678	円 2,095,678	円 0
81保険料負担金	円 2,061,524	円 2,061,524	円 0
非常勤職員	円 2,061,524	円 2,061,524	円 0
84雑収	円 34,154	円 34,154	円 0
計	円 2,095,678	円 2,095,678	円 0

執 行 状 況 調

(令和 4年度)
(令和 5年 1月31日現在)

不 納 欠 損 額 D	取 入 未 濟 額			取 入 步 合 $\frac{B+C}{A-D-F}$	納 期 内 取 入 率 $\frac{B}{A-D-F}$
	納 期 限 経 過 E	納 期 限 未 到 来 F	計		
円 0	円 0	円 0	円 0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0

様式第7号—2

保管現金有高調

(令和4年度)

(令和5年1月31日現在)

現金保管者	区分	金額(円)
女性相談センターチーフ 長	母子加算の支給に係る継続的資金前渡	87,845
	移送費等の支給に係る継続的資金前渡	
	有料道路及び駐車場の使用に係る継続的資金前渡	
	ガソリンの購入に係る継続的資金前渡	

預 金 調

(令和4年度)

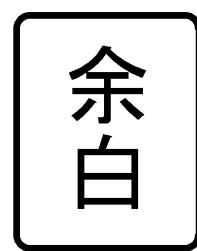
(令和5年1月31日現在)

金融機関名	預金種類	口座番号	口座名義人	残高(円)	摘要
静岡銀行登呂支店	無利息型 普通預金	0588838	女性相談センター 資金前渡者 所長 神田 洋美	30,000	継続的資金前渡 に係る入金等
静岡銀行登呂支店	無利息型 普通預金	0588827	(自振口) 女性相談セ ンター資金前渡者 所長 神田 洋美	0	電話料等払込
残 高 合 計				30,000	

郵券等受払請聞

(令和4年度)
(令和5年1月31日現在)
(単位：枚)

区分	種類	令和3年度				令和4年度				摘要
		繰越 枚数	金額 枚数	受入 枚数	払出 枚数	繰越 枚数	金額 枚数	受入 枚数	払出 枚数	
タクシーチケット	静岡市タクシーサービス事業協同組合	37	0	5	6	26	0	0	4	ケース対応緊急出張用
	計	37	0	11	0	26	0	4	22	



歳出予算執行状況調

(令和3年度)
(令和4年5月31日現在)

一般会計

区分	令達予算額	支出済額	支出未済額	摘要
款 04 経営管理費	円 258,018	円 258,018	円 0	
項 01 経営管理費	258,018	258,018	0	
目 01 一般総務費	55,105	55,105	0	
04 共済費	55,105	55,105	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	55,105	55,105	0	
目 03 行政経営費	202,913	202,913	0	
08 旅費	202,913	202,913	0	
02 普通旅費	202,913	202,913	0	
款 07 健康福祉費	48,270,603	48,270,603	0	
項 01 健康福祉費	910,261	910,261	0	
目 02 健康福祉企画費	910,261	910,261	0	
08 旅費	3,560	3,560	0	
02 普通旅費	3,560	3,560	0	
10 需用費	406,313	406,313	0	
01 その他の需用費	406,313	406,313	0	
11 役務費	338,061	338,061	0	
12 委託料	84,920	84,920	0	
13 使用料及び賃借料	77,407	77,407	0	
項 03 こども未来費	47,256,504	47,256,504	0	
目 01 こども未来費	47,256,504	47,256,504	0	
01 報酬	21,512,628	21,512,628	0	
03 非常勤職員報酬	21,512,628	21,512,628	0	
03 職員手当等	4,048,335	4,048,335	0	
01 その他の職員手当等	4,048,335	4,048,335	0	
04 共済費	6,521,243	6,521,243	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	6,521,243	6,521,243	0	
07 報償費	207,700	207,700	0	
01 その他の報償費	207,700	207,700	0	

(令和3年度)
(令和4年5月31日現在)

一般会計

区分	令達予算額	支出済額	支出未済額	摘要
08 旅費	円 1,432,355	円 1,432,355	円 0	
01 その他の旅費	1,280,831	1,280,831	0	
02 普通旅費	151,524	151,524	0	
10 需用費	1,679,564	1,679,564	0	
01 その他の需用費	1,679,564	1,679,564	0	
02 食糧費	0	0	0	
11 役務費	302,301	302,301	0	
12 委託料	8,915,160	8,915,160	0	
13 使用料及び賃借料	220,931	220,931	0	
17 備品購入費	166,100	166,100	0	
18 負担金、補助及び交付金	41,500	41,500	0	
19 扶助費	2,174,487	2,174,487	0	
26 公課費	34,200	34,200	0	
項 04 障害者支援費	103,838	103,838	0	
目 01 障害者支援費	103,838	103,838	0	
13 使用料及び賃借料	103,838	103,838	0	
計	48,528,621	48,528,621	0	

歳出予算執行状況調

(令和4年度)
(令和5年1月31日現在)

一般会計

区分	令達予算額	支出済額	支出未済額	摘要
款 04 経営管理費	円 54,457	円 54,457	円 0	
項 01 経営管理費	54,457	54,457	0	
目 01 一般総務費	54,457	54,457	0	
04 共済費	54,457	54,457	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	54,457	54,457	0	
款 07 健康福祉費	52,169,429	36,814,211	15,355,218	
項 01 健康福祉費	962,709	681,236	281,473	
目 02 健康福祉企画費	962,709	681,236	281,473	
08 旅費	11,260	3,600	7,660	
02 普通旅費	11,260	3,600	7,660	
10 需用費	494,500	318,440	176,060	
01 その他の需用費	494,500	318,440	176,060	
11 役務費	343,318	278,490	64,828	
13 使用料及び賃借料	113,631	80,706	32,925	
項 03 こども未来費	51,046,000	36,034,234	15,011,766	
目 01 こども未来費	51,046,000	36,034,234	15,011,766	
01 報酬	21,713,000	16,182,376	5,530,624	
03 非常勤職員報酬	21,713,000	16,182,376	5,530,624	
03 職員手当等	4,344,000	4,095,939	248,061	
01 その他の職員手当等	4,344,000	4,095,939	248,061	
04 共済費	7,111,000	4,743,493	2,367,507	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	652,000	429,750	222,250	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	6,459,000	4,313,743	2,145,257	
07 報償費	299,000	44,400	254,600	
01 その他の報償費	299,000	44,400	254,600	
08 旅費	2,013,000	1,205,401	807,599	
01 その他の旅費	1,632,000	1,044,658	587,342	
02 普通旅費	381,000	160,743	220,257	

(令和4年度)
(令和5年1月31日現在)

一般会計

区分	令達予算額	支出済額	支出未済額	摘要
10需用費	円 1,834,000	円 1,174,884	円 659,116	
01その他の需用費	1,830,000	1,174,884	655,116	
02食糧費	4,000	0	4,000	
11役務費	573,000	257,575	315,425	
12委託料	9,460,000	5,867,704	3,592,296	
13使用料及び賃借料	319,000	179,380	139,620	
18負担金、補助及び交付金	109,000	43,000	66,000	
19扶助費	3,248,000	2,240,082	1,007,918	
26公課費	23,000	0	23,000	
項 04障害者支援費	160,000	98,021	61,979	
目 01障害者支援費	160,000	98,021	61,979	
13使用料及び賃借料	160,000	98,021	61,979	
項 07健康費	720	720	0	
目 02健康増進費	720	720	0	
08旅費	720	720	0	
02普通旅費	720	720	0	
計	52,223,886	36,868,668	15,355,218	

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

(令和3年度)

(令和4年5月31日現在)

節名	会計	款	項	目	執行済額(円)	
					うち、前年度からの繰越額分	
(12) 委託料	一般会計	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費	84,920	0
	一般会計	健康福祉費	こども未来費	こども未来費	8,915,160	0
計					9,000,080	0
(14) 工事請負費						
計						
(16) 公有財産購入費						
計						
(17) 備品購入費	一般会計	健康福祉費	こども未来費	こども未来費	166,100	0
計					166,100	0
(18) 負担金、補助及び交付金	一般会計	健康福祉費	こども未来費	こども未来費	41,500	0
計					41,500	0
(21) 補償、補填及び賠償金						
計						

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

(令和4年度)

(令和5年1月31日現在)

節名	会計	款	項	目	執行済額(円)	
					うち、前年度からの繰越額分	
(12) 委託料	一般会計	健康福祉費	こども未来費	こども未来費	5,867,704	0
					5,867,704	0
(14) 工事請負費						
(16) 公有財産購入費						
(17) 備品購入費						
(18) 負担金、補助及び交付金	一般会計	健康福祉費	こども未来費	こども未来費	43,000	0
					43,000	0
(21) 補償、補填及び賠償金						
計						

委託料に関する調

(令和3年度)

(令和4年4月30日現在)

整理番号	委託業務名	受託者	当初設計金額	契約金額			契約法籍 締結	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
				当初額	変更増減額	計						
1	婦人一時保護委託事業		(概算) 175,280	175,280		175,280	隨契	R3.4.1 ～ R4.3.31		DV被害者等の一時保護事業 小計 0	随契2号(不適) 単価契約 ※注1	
2	婦人一時保護委託事業		(概算) 525,840	525,840		525,840	隨契	R3.4.1 ～ R4.3.31		DV被害者等の一時保護事業 小計 0	随契2号(不適) 単価契約 ※注1	
3	婦人一時保護委託事業		(概算) 525,840	525,840	298,520 423,940 340,680	525,840 824,360 1,248,300 1,588,980	隨契	R3.4.1 ～ R4.3.31	R3.7.30 R3.10.29 R4.1.31 R4.4.20	12,800 1,158,420 195,000 2,080 小計 1,368,300	随契2号(不適) 単価契約 ※注1	
4	婦人一時保護委託事業		(概算) 87,640	87,640		87,640	隨契	R3.4.1 ～ R4.3.31		DV被害者等の一時保護事業 小計 0	随契2号(不適) 単価契約 ※注1	
5	婦人一時保護委託事業		(概算) 87,640	87,640		87,640	隨契	R3.4.1 ～ R4.3.31		DV被害者等の一時保護事業 小計 0	随契2号(不適) 単価契約 ※注1	
6	婦人一時保護委託事業		(概算) 87,640	87,640		87,640	隨契	R3.4.1 ～ R4.3.31		DV被害者等の一時保護事業 小計 0	随契2号(不適) 単価契約 ※注1	
7	婦人一時保護委託事業		(概算) 175,280	175,280	389,760 245,000	175,280 565,040 810,040	隨契	R3.4.1 ～ R4.3.31	R4.4.21	565,040 DV被害者等の一時保護事業 小計 565,040	随契2号(不適) 単価契約 ※注1	
8	婦人一時保護委託事業		(概算) 87,640	87,640		87,640	隨契	R3.4.1 ～ R4.3.31		DV被害者等の一時保護事業 小計 0	随契2号(不適) 単価契約 ※注1	
9	婦人一時保護委託事業		(概算) 361,200	361,200	193,040	361,200 554,240	隨契	R3.4.1 ～ R4.3.31	R3.10.29 R4.4.20 R4.4.21	278,720 720 78,800 小計 358,240	随契2号(不適) 単価契約 ※注1	
10	婦人一時保護委託事業		(概算) 175,280	175,280		175,280	隨契	R3.4.1 ～ R4.3.31		DV被害者等の一時保護事業 小計 0	随契2号(不適) 単価契約 ※注1	
11	婦人一時保護委託事業		(概算) 175,280	175,280		175,280	隨契	R3.4.1 ～ R4.3.31		DV被害者等の一時保護事業 小計 0	随契2号(不適) 単価契約 ※注1	
12	民司シェルター活用促進事業		(概算) 54,880	54,880		54,880	隨契	R3.4.1 ～ R4.3.31		要保護女子等の一時保護事業 小計 0	随契2号(不適) 単価契約 ※注1	
13	民司シェルター活用促進事業		(概算) 109,760	109,760		109,760	隨契	R3.4.1 ～ R4.3.31		要保護女子等の一時保護事業 小計 0	随契2号(不適) 単価契約 ※注1	
14	民司シェルター活用促進事業		(概算) 54,880	54,880		54,880	隨契	R3.4.1 ～ R4.3.31		要保護女子等の一時保護事業 小計 0	随契2号(不適) 単価契約 ※注1	
15	民司シェルター活用促進事業		(概算) 54,880	54,880		54,880	隨契	R3.4.1 ～ R4.3.31		要保護女子等の一時保護事業 小計 0	随契2号(不適) 単価契約 ※注1	
	貢計									2,291,580		

委託料に関する調

(令和3年度)

(令和4年4月30日現在)

整理番号	委託業務名	受託者	当初設計金額	契約金額			契約法籍 締結	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
				当初額	変更増減額	計						
16	民間シェルター活用促進事業		(概算) 54,880	54,880		54,880	隨契	R3.4.1 ～ R4.3.31		0	要保護女子等の一時保護事業	随契2号(不適) 単価契約 ※注1
17	民間シェルター活用促進事業		(概算) 109,760	109,760		109,760	隨契	R3.4.1 ～ R4.3.31		0	要保護女子等の一時保護事業	随契2号(不適) 単価契約 ※注1
18	民間シェルター活用促進事業		(概算) 54,880	54,880		54,880	隨契	R3.4.1 ～ R4.3.31		0	要保護女子等の一時保護事業	随契2号(不適) 単価契約 ※注1
19	民間シェルター活用促進事業		(概算) 54,880	54,880		54,880	隨契	R3.4.1 ～ R4.3.31		0	要保護女子等の一時保護事業	随契2号(不適) 単価契約 ※注1
20	民間シェルター活用促進事業		(概算) 109,760	109,760	115,200	109,760 224,960	隨契	R3.4.1 ～ R4.3.31	R4.1.31 R4.4.20	132,800 340	要保護女子等の一時保護事業	随契2号(不適) 単価契約 ※注1
21	民間シェルター活用促進事業		(概算) 109,760	109,760		109,760	隨契	R3.4.1 ～ R4.3.31		0	要保護女子等の一時保護事業	随契2号(不適) 単価契約 ※注1
22	民間シェルター活用促進事業		(概算) 54,880	54,880		54,880	隨契	R3.4.1 ～ R4.3.31		0	要保護女子等の一時保護事業	随契2号(不適) 単価契約 ※注1
23	女相一時保護所給食業務		6,489,903	6,479,000		6,479,000	隨契	R3.4.1 ～ R4.3.31	R3.5.31 R3.6.30 R3.7.30 R3.8.31 R3.9.30 R3.10.29 R3.11.30 R3.12.24 R4.1.31 R4.2.28 R4.3.31 R4.4.28	539,916 539,916 539,916 539,916 539,916 539,916 539,916 539,916 539,916 539,916 539,916 539,924	女性相談センター一時保護所の給食業務	随契2号(不適)
24	産業廃棄物の収集・運搬及び処分委託	(株) 静岡資源	11,440	11,440		11,440	隨契	R3.5.14 ～ R3.6.30	R3.6.16	11,440	産業廃棄物(給食配膳車)の収集・運搬・処分	随契1号(少額)
25	産業廃棄物の収集・運搬及び処分委託	(株) 総合美装ワタナベ	84,920	84,920		84,920	隨契	R4.1.19 ～ R4.3.31	R4.2.28	84,920	産業廃棄物(給食配膳車)の収集・運搬・処分	随契1号(少額)
	貢計									6,708,500		
	総計	25件								9,000,080		

注1: 厚生労働省基準による。

委託料に関する調

(令和4年度)

(令和5年1月31日現在)

整理番号	委託業務名	受託者	当初設計金額	契約金額			契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要	
				当初額	変更増減額	計						
1	一時保護委託事業		(概算) 241,080	241,080		241,080	随契	R4.4.1 ~ R5.3.31		DV被害者等及び要保護女子等の一時保護事業	随契2号(不適) 単価契約 ※注1	
2	一時保護委託事業		(概算) 526,680	526,680		526,680	随契	R4.4.1 ~ R5.3.31	R4.7.29	275,200	DV被害者等及び要保護女子等の一時保護事業	
3	一時保護委託事業		(概算) 241,080	241,080		241,080	随契	R4.4.1 ~ R5.3.31		0	DV被害者等及び要保護女子等の一時保護事業	
4	一時保護委託事業		(概算) 87,780	87,780		87,780	随契	R4.4.1 ~ R5.3.31		0	DV被害者等及び要保護女子等の一時保護事業	
5	一時保護委託事業		(概算) 87,780	87,780		87,780	随契	R4.4.1 ~ R5.3.31		0	DV被害者等及び要保護女子等の一時保護事業	
6	一時保護委託事業		(概算) 87,780	87,780		87,780	随契	R4.4.1 ~ R5.3.31		0	DV被害者等及び要保護女子等の一時保護事業	
7	一時保護委託事業		(概算) 175,560	175,560	204,780	175,560 380,340	随契	R4.4.1 ~ R5.3.31	R4.7.29 R1.10.31	93,060 143,320	DV被害者等及び要保護女子等の一時保護事業	
8	一時保護委託事業		(概算) 87,780	87,780		87,780	随契	R4.4.1 ~ R5.3.31		0	DV被害者等及び要保護女子等の一時保護事業	
9	一時保護委託事業		(概算) 526,680	526,680		526,680	随契	R4.4.1 ~ R5.3.31	R4.10.31	102,180	DV被害者等及び要保護女子等の一時保護事業	
10	一時保護委託事業		(概算) 241,080	241,080		241,080	随契	R4.4.1 ~ R5.3.31		0	DV被害者等及び要保護女子等の一時保護事業	
11	一時保護委託事業		(概算) 87,780	87,780	306,920 87,780	87,780 394,700 482,480	随契	R4.4.1 ~ R5.3.31	R5.1.31	394,700	DV被害者等及び要保護女子等の一時保護事業	
12	女相一時保護所給食業務		6,489,903	6,479,000		6,479,000	随契	R4.4.1 ~ R5.3.31	R4.5.31 R4.6.30 R4.7.29 R4.8.31 R4.9.30 R4.10.31 R4.11.30 R4.12.27 R5.1.31	539,916 539,916 539,916 539,916 539,916 539,916 539,916 539,916 539,916	女性相談センター一時保護所の給食業務	随契2号(不適)
	貢計								小計	4,859,244		
	総計	12件								5,867,704		
										5,867,704		

注1：厚生労働省基準等による。

様式第13号

負担金支出調

(令和3年度)

整理番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額(円)	支出年月日
1	全国婦人保護施設等連絡協議会年会費	全国婦人保護施設等連絡協議会	協議会規約	全国婦人保護施設等連絡協議会	20,000	R3. 10. 14
2	東海ブロック婦人相談員連絡協議会会費	東海ブロック婦人相談員連絡協議会	協議会規約	東海ブロック婦人相談員連絡協議会	5,000	R3. 8. 31
3	全国婦人相談員連絡協議会年会費	全国婦人相談員連絡協議会	協議会規約	全国婦人相談員連絡協議会	15,000	R3. 11. 26
4	全国婦人相談所心理判定員協議会会費	全国婦人相談所心理判定員協議会	協議会規約	全国婦人相談所心理判定員協議会	1,500	R4. 2. 28
計		4件			41,500	

(令和4年度)

(令和5年1月31日現在)

整理番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額(円)	支出年月日
1	全国婦人保護施設等連絡協議会年会費	全国婦人保護施設等連絡協議会	協議会規約	全国婦人保護施設等連絡協議会	20,000	R4. 10. 17
2	東海ブロック婦人相談員連絡協議会会費	東海ブロック婦人相談員連絡協議会	協議会規約	東海ブロック婦人相談員連絡協議会	5,000	R4. 10. 25
3	全国婦人相談員連絡協議会年会費	全国婦人相談員連絡協議会	協議会規約	全国婦人相談員連絡協議会	15,000	R4. 11. 21
4	静岡県電話相談機関連絡協議会会費	静岡県電話相談機関連絡協議会	会則	静岡県電話相談機関連絡協議会	3,000	R4. 7. 8
計		4件			43,000	

様式第22号

公有財産調

区分	令和3年3月31日 現在		増		減		令和4年3月31日 現在		摘要
	数量又 は面積	台帳 価格	数量又 は面積	台帳 価格	数量又 は面積	台帳 価格	数量又 は面積	台帳 価格	
行政財産		千円 114,111	—	—	—	—		千円 111,571	
土地	485.18m ²	73,470	—	—	—	—	485.18m ²	73,470	
建物	231.30m ² 436.05m ²	40,641	—	—	—	2,540	231.30m ² 436.05m ²	38,101	
工作物	4個	0	—	—	—	—	4個	0	
公有財産に準ず るもの		573	—	—	—	—		573	
電話加入権	11本	573	—	—	—	—	11本	573	

区分	令和4年3月31日 現在		増		減		令和5年1月31日 現在		摘要
	数量又 は面積	台帳 価格	数量又 は面積	台帳 価格	数量又 は面積	台帳 価格	数量又 は面積	台帳 価格	
行政財産		千円 111,571	—	—	—	—		千円 0	
土地	485.18m ²	73,470	—	—	485.18m ²	73,470	0m ²	0	所属替
建物	231.30m ² 436.05m ²	38,101	—	—	231.30m ² 436.05m ²	38,101	0m ² 0m ²	0	所属替
工作物	4個	0	—	—	3個	0	1個	0	所属替
公有財産に準ず るもの		573	—	—	—	—		573	
電話加入権	11本	573	—	—	—	—	11本	573	

様式第26号

借地借家等調

(令和5年1月31日現在)

整理番号	区分	種別	所在地	地 目		数量又は面積	借 料		契 約期 間	所有者又は契約者氏名	用 途
				台 帳	現 況		単 価	年 額			
1	建物	事務所建			婦人保護施設	m ² 698.12	0	0	R 3. 4. 1 ～ R 6. 3. 31	こども家庭課	
2	土地	総合庁舎敷地	静岡市駿河区有明町		駐車場	m ² 12.25	0	0	R 4. 4. 1 ～ R 7. 3. 31	静岡財務公用車事務所	駐車場

備品・図書調

(令和 3年度)

所属 0000104236 健康福祉部 女性相談センター

備品・図書調

(令和4年度)

所属 0000104236 健康福祉部 女性相談センター

区分	令和4年 3月31日 現在	増		減		令和4年 6月30日 現在
		数量	購入価格 (円)	数量	売却価格 (円)	
01-03 いす類	23	(0) 0	0	(0) 0	0	23
01-04 収納保管庫類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
01-07 書類整理器具類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-10 印判類	5	(0) 0	0	(0) 0	0	5
01-13 厨房器具類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-99 その他の応用器具類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
02-01 情報処理機器類	12	(0) 0	0	(0) 0	0	12
02-02 情報伝達機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
03-03 視覚用再生等機器類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
04-02 衛生検査用機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
08-01 車両類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
09-01 標本美術品	7	(0) 0	0	(0) 0	0	7
計	60	(0) 0	0	(0) 0	0	60

樣式第29号-2

主要備品調

令和4年 3月31日 現在

所属 0000104236 健康福祉部 女性相談センター

主要備品調

1 / 1 頁

令和5年 1月31日 現在

所属 0000104236 健康福祉部 女性相談センター

ZMB0030

ZMRB0030

様式第33号

公務中の事故等に関する調査

1 現金、財産及び占有動産の亡失・損傷事故

無し

2 公務災害（通勤災害を含む。）

損傷年月日	品名	修繕額	事故概要
令和5年1月20日	公用車（普通乗用車）	62,816円	3（2）のとおり

3 公務中における交通事故

（1）発生状況

区分	件数	事故の内訳		
		加害事故 (過失割合 50%超)	被害事故 (過失割合 50%以下)	その他 (過失割合が不 明なもの等)
令和元年度	0	0	0	0
令和2年度	0	0	0	0
令和3年度	1	0	0	1
令和4年度	1	1	0	0

（2）監査対象期間中の事故

事故発生日時	令和5年1月20日（金）午前8時20分頃
事故発生場所	静岡県静岡市駿河区有明町1-1地先（信号のない交差点）
事故当事者	甲：当所女性職員（63歳）公用車 乙：静岡市葵区瀬名 50歳代 男性
発生区分	公務中 通勤途上
事故概要及び措置状況 (過失割合)	甲が公用車で出張先に向かう際、静岡南郵便局裏手の道路から丸子池田線との信号のない交差点を横断しようとしたところ、ツインメッセ方面から中央車線側を走行してきた乙車両の左後ろドア部分と甲車両の右フロントバンパーが接触した。 人的被害 甲：なし 乙：なし 物的被害 甲：フロントバンパー右側擦り傷 乙：左側後部ドア擦り傷 (甲：90% 乙：10%)
職員に対する処分等の状況	本件は、甲の故意又は重大な過失によらない事故のため、処分は行わない。
所属における事後対応の状況	所内会議において、時間に余裕を持って出張先に向かうよう、安全運転の徹底と事故防止について改めて注意喚起を図った。

4 その他

無し

前回の監査結果等改善状況調

1 定期監査

前回監査 令和4年6月3日

前回監査対象期間 令和3年2月1日～令和4年1月31日

区分	分	改善状況
1 指摘	なし	
2 注意	なし	
3 指導	あり	(監査委員事務局長指導事項) 会計年度任用職員の勤務条件通知書の記載誤り 女性相談センターは、令和3年度に任用した会計年度任用職員に対し交付した勤務条件通知書について、直近の任用から引き継ぐ年次有給休暇の日数に誤りがあった。 (対応)
4 意見	なし	
5 指導（検討）	なし	再発防止策として、勤務条件通知書を交付する際に上司の確認・決裁を受けることにした。また、誤って通知した職員には説明した。

2 隨時監査

前回監査 年 月 日

前回監査対象期間 年 月 日～ 年 月 日

区分	分	改善状況
1 指摘		
2 注意		
3 指導		
4 意見		
5 指導（検討）		

